

令和5年12月20日
総務部総務課

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正趣旨

戸籍法の改正に伴い、全国の市区町村の戸籍証明書及び除籍証明書の交付等に係る手数料を規定する必要があることから、世田谷区手数料条例の一部を改正する条例を令和5年第2回臨時会に提案する。

2 改正内容

世田谷区手数料条例別表第1（第2条関係）に次の手数料を規定する。

- （1）本籍地以外の市区町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求（1、3の項）
- （2）戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行（1の3、3の2の項）
- （3）届書等情報の閲覧請求等（5、6、7の項）

3 施行日

令和6年3月1日

4 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 本則略					○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 本則略				
<u>附 則</u> <u>この条例は、令和6年3月1日から施行する。</u>									
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
	事務	名称等	額	徴収時期		事務	名称等	額	徴収時期
1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第126条の規定に	<u>戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料</u>	1通につき 450円	交付のとき。	1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをも</u>	<u>戸籍の謄本又は抄本の交付手数料 戸籍の全部、個人又は一部の記録事項の証明手数料</u>	1通につき 450円	交付のとき。

改正後					改正前					
	<p>基づく <u>戸籍証明書</u>の交付 (世田谷区印鑑条例第19条の2に規定する多機能端末機により交付する場合を除く。)</p>					<p><u>って調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交付 (世田谷区印鑑条例第19条の2に規定する多機能端末機により交付する場合を除く。)</p>				
1の2	<p>戸籍法第120条第1項の規定に基づく <u>戸籍証明書</u>の交付 (世田谷区印鑑条例第19条の2に規定する多機能端末機により交付する場合に限る。)</p>	<p><u>戸籍証明書の交付手数料</u></p>	<p>1通につき</p>	<p>350円</p>	<p>交付のとき。</p>	<p>1の2 戸籍法第120条第1項の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面</u>の交付 (世田谷区印鑑条例第19条の2に規定する多機能端末機により交付</p>	<p><u>戸籍の全部又は個人の記録事項の証明手数料</u></p>	<p>1通につき</p>	<p>350円</p>	<p>交付のとき。</p>

改正後						改正前					
							する場合に限 る。)				
1の 3	戸籍法第12 0条の3第2 項の規定に基 づく戸籍電子 証明書提供用 識別符号の発 行（情報通信 技術を活用し た行政の推進 等に関する法 律（平成14 年法律第15 1号）第7条 第1項の規定 により同法第 6条第1項に 規定する電子 情報処理組織 を使用する方 法（総務省令 で定めるもの に限る。以下 この項及び3 の2の項にお いて同じ。） により戸籍電	戸籍電子証明 書提供用識別 符号の発行手 数料	符号1件 につき	400円	交付の とき。		新設	新設	新設	新設	

改正後						改正前					
		<u>子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若</u>									

改正後					改正前						
		<u>しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u>									
2	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍に記載した事項に関する <u>証明書の交付手数料</u>	証明事項 1件につき	350円	交付の とき。	2	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍に記載した事項に関する <u>証明手数料</u>	証明事項 1件につき	350円	交付の とき。
3	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若	<u>除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料</u>	1通につき	750円	交付の とき。	3	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若	<u>除籍の謄本又は抄本の交付手数料 除籍の全部、個人又は一部の記録事項の証明手数料</u>	1通につき	750円	交付の とき。

改正後						改正前					
	しくは抄本の 交付又は同法 第120条第1 項、 <u>第120 条の2第1項</u> 若しくは第126 条の規定に基 づく <u>除籍証明 書</u> の交付						しくは抄本の 交付又は同法 第120条第1項 若しくは第126 条の規定に基 づく <u>磁気ディ スクをもって 調製された除 かれた戸籍に 記録されてい る事項の全部 若しくは一部 を証明した書 面</u> の交付				
<u>3の 2</u>	<u>戸籍法第12 0条の3第2 項の規定に基 づく除籍電子 証明書提供用 識別符号の発 行（情報通信 技術を活用し た行政の推進 等に関する法 律第7条第1 項の規定によ り同法第6条 第1項に規定</u>	<u>除籍電子証明 書提供用識別 符号の発行手 数料</u>	<u>符号1件 につき</u>	<u>700円</u>	<u>交付の とき。</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>		

改正後					改正前				
		<p><u>する電子情報 処理組織を使 用する方法に より除籍電子 証明書提供用 識別符号の発 行を行う場合 （当該発行に 係る除籍電子 証明書の請求 が同項の規定 により同項に 規定する電子 情報処理組織 を使用する方 法により行わ れた場合に限 る。）におけ る当該発行及 び除籍電子証 明書提供用識 別符号の発行 に係る除籍電 子証明書の請 求を行う者が 同時に当該除 籍電子証明書 が証明する事</u></p>							

改正後						改正前					
	<u>項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u>										
4	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍に記載した事項に関する <u>証明書の交付手数料</u>	証明事項 1件につき	450円	交付のとき。	4	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍に記載した事項に関する <u>証明手数料</u>	証明事項 1件につき	450円	交付のとき。
5	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場	届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の	1通につき	350円	交付のとき。	5	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場	届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の	1通につき	350円	交付のとき。

改正後					改正前						
	合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付 <u>又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の証明書の交付</u> (次項の事務を除く。)	<u>証明書の交付手数料</u>				合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付 <u>又は</u> 同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付 (次項の事務を除く。)	<u>証明手数料</u>				
6	戸籍法第48条第1項(同法	上質紙を用いた婚姻・離	1通につき	1,400円	交付のとき。	6	戸籍法第48条第1項(同法	上質紙を用いた婚姻・離	1通につき	1,400円	交付のとき。

改正後					改正前				
	<p>第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認</p>	<p>婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の<u>受理の証明書の交付手数料</u></p>				<p>第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いて作成</p>	<p>婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の<u>受理証明手数料</u></p>		

改正後					改正前						
	知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いて作成したものの交付					したものの交付					
7	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務 <u>又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</u>	届書その他の書類 <u>又は届書等情報の内容を表示したものの</u> 閲覧手数料	<u>書類又は届書等情報の内容を表示したものの</u> 1件につき	350円	閲覧のとき。	7	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務	届書その他の書類の閲覧手数料	<u>書類</u> 1件につき	350円	閲覧のとき。